

トリチウム汚染水海洋放出の問題点に関する政府交渉について

2020年6月18日

経済産業省 様
原子力規制庁 様
外務省 様
原子力委員会 様

今年2月10日、経産省の「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会（以下「小委員会」と表記）」は報告書で海洋放出が最も現実的との結論を出しました。これを受けて、東京電力は3月24日、汚染水を海水で薄めトリチウム濃度を1500ベクレル/リットルとして30年かけて海洋放出する等の素案を公表しました。

新型コロナウイルス感染が拡大し長らく政府交渉を設定することができませんでしたが、この度、7月3日に政府交渉を設定させていただきます。

- ・4月21日に「トリチウム汚染水の海洋放出の問題点に関する質問書」を提出し、5月13日に文書回答をいただいています。
- ・本日、文書回答を踏まえた再質問書を追加提出します。

交渉当日は、5月13日回答及び再質問書への回答により論議を深めたいと思いますので、宜しくお願いします。

7月3日（金） 会場：参議院議員会館 B109会議室 当日のプログラム 13時00分～14時15分 経済産業省との交渉 14時20分～14時40分 外務省との交渉 14時45分～15時05分 原子力委員会との交渉 15時10分～16時00分 原子力規制庁との交渉

主催団体

脱原発福島県民会議、双葉地方原発反対同盟、原水爆禁止日本国民会議、原子力資料情報室、全国被爆2世連絡協議会、原発はごめんだ！ヒロシマ市民の会、チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西、ヒバク反対キャンペーン

紹介議員

福島みずほ参議院議員

連絡先

原子力資料情報室 担当（片岡遼平） Tel：03-6821-3211
ヒバク反対キャンペーン 担当（建部 暉） Tel&Fax：072-792-4628

トリチウム汚染水海洋放出の問題点に関する再質問書

経済産業省 様

再質問－1

質問1及び質問2に対する回答（まとめて回答）の要旨は、「サブドレイン水等の海洋放出とALPS処理水の海洋放出は違う」というもので、質問に即した回答になっていませんので再質問します。

①「希釈しない」は、「サブドレイン水等の海洋排水」にあたって、高濃度汚染水の海洋放出に歯止めをかけ、総量を制限するために設けられた重要な運用方針です。（参考資料－1）

ALPS処理水を海水で希釈してサブドレイン水等と同じ濃度にして海洋放出した場合、トリチウムの放出総量は1400倍にも達し（追加資料－2）、長期間・広範囲にわたる大規模な汚染をもたらします。

(i)ALPS処理水の希釈放出は広範囲にわたる大規模な汚染をもたらすという点で、サブドレイン水等の海洋排水の運用指針の『希釈しない』を踏みにじるものと考えますが、どうですか。

(ii)汚染は地元以外の海域に拡大します。実際に、漁業関係者に限定しても、隣接県の茨城や宮城の漁協等からも反対が表明されています。全国漁連も反対しています。経済産業省はどう受け止めていますか。

②事故以来、住民は被ばくを押しつけられてきました。地域による差はあれ、今も空間線量は元に戻っていません。福島第一原発の敷地境界では年3.5～10.7mSvに相当する高い空間線量です（追加資料－3）。

ALPS処理水の海洋放出は、住民の新たな被ばくを前提とするもので、公衆の被ばく線量限度1mSv/年を担保するという法（線量告示）の趣旨に反すると考えます。このことを確認してください。

③サブドレイン水等の海洋排水が論議された際に、第6回廃炉・汚染水対策福島評議会で、ALPS処理水についての質問に対して糟谷廃炉・汚染水対策チーム事務局長補佐が、「関係者の方の理解を得ることなくしていかなる処分もとることは考えておりません。」と答弁しています（参考資料－2）。これを再確認してください。

④また、東京電力も「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わず、多核種除去設備で処理した水は発電所敷地内のタンクに貯留いたします。」と回答しています（追加資料－1）。確認してください。

⑤告示濃度限度の6万ベクレル/リットルでの放出は事故時にまき散らされた放射性物質から放出される放射線を見做して、告示違反と考えますが、どうですか。

⑥東電が示している「サブドレイン水等の海洋放出」の運用目標の1,500ベクレル/リットルでの「ALPS処理水の」の放出は、「希釈しない」および「ALPS処理水は放出しない」との約束違反（参考資料－3）であると考えますが、どうですか。

⑦上記の①～⑥から、高濃度のトリチウムを含むトリチウム汚染水を海水で薄めて放出することはできないと私たちは考えますがどうですか。

参考資料－1

「サブドレン及び地下水ドレンの運用方針」（2015年9月、廃炉・汚染水対策チーム、東京電力(株)福島第一廃炉推進カンパニー）より

2. サブドレン・地下水ドレンの運用の基本的な考え方

サブドレン及び地下水ドレンの運用に当たっては、

(1)、(2)＜省略＞

(3) サブドレン及び地下水ドレン以外の水は混合しない(希釈は行わない)。

参考資料－2

第6回廃炉・汚染水対策福島評議会（2015.1.7）議事録＜抜粋＞

○野崎福島県漁業協同組合連合会代表理事長

・・・改めて現状において、確実性のリスクのもとではトリチウム等の問題が残るALPS処理水は海洋放出を行わないというのをまず第一段階として、明確に示していただけるとありがたいなと思っております。以上です。

○糟谷廃炉・汚染水対策チーム事務局長補佐

・・・仮に、その選択肢を整理して、プラスマイナス整理をした上で、それぞれに関係のあられる関係者の方々に十分ご説明をし、ご理解を得ていくプロセスが不可欠だと思っております。そういう関係者の方の理解を得ることなくしていかなる処分もとることは考えておりません。

参考資料－3

「日々の新聞」第409号～海の話し野崎哲さんに聞く～(2020.3.15)＜抜粋：原文のまま＞

福島県漁連としては、これまで通り、海洋放棄には反対です。陸上保管を要望することで意見を集約するにしました。その理由の第一は、トリチウムについてもっとかみ砕いた説明をしてもらわないとわからない、ということです。あれだけの量のトリチウムはそもそも自然界にはないわけで、それを意図的に海に流すということに対して納得できません。

次に、廃炉の課程でバイパス、サブドレンの放出に協力してきた、という経緯があります。それは「ALPSを通した水は海洋投棄しない」という回答をもらったことによる決断でした。汚染された地下水を海に流さないために凍土壁や海側遮水壁をつくるための協力だったわけですから、わたしたちにとっては前向きでした。汚染水を流さないための陸上保管だったはずです。

さらに鮮魚販売が中心の沿岸漁業はこの九年間、消費者の安心を得るために検査態勢を組みながら進んできたわけです。しかしまだ震災前の15～16%に留まっています。これから出荷を制限する魚種もなくなって大きな増産に踏み込もうとしているところに、「海洋放出」という決定が下されれば、漁業の先行きを考えても大きな痛手を被ることになります。

追加資料－1

福島第一原子力発電所のサブドレン水等の排水に対する要望書への回答（2015年8月25日 東電）

追加資料－2

サブドレン水等の排出とトリチウム汚染水（ALPS処理水）の放出の比較

地下水バイパス放出量（2014/5/21 排水開始～2020年2月5日）	53万m ³ 、0.073兆Bq
サブドレイン水等（2015/9/14 排水開始～2019年12月16日）	84万m ³ 、0.54兆Bq
トリチウム汚染水	118万m ³ 、860兆Bq

追加資料－3

福島第一原発の敷地境界線量

	MP-1	MP-2	MP-3	MP-4	MP-5	MP-6	MP-7	MP-8
μSv/h	0.699	1.003	0.656	1.219	0.869	0.400	0.693	0.654
mSv/年	6.1	8.8	5.7	10.7	7.6	3.5	6.1	5.7

再質問－2

質問6に対して

また、コンクリート固化による地下埋設については、「これまでトリチウムの処分において前例のない3つの選択肢（地層注入、水素放出、地下埋設）は、規制的、技術的、時間的な観点からより現実的な選択肢としては課題が多い。」とされました。

との回答を、また、質問7に対して

(i) ALPS 小委員会においては、2018年夏の説明・公聴会でいただいた御意見を整理し、その後、約1年半にわたり様々な論点で議論が行われ、本年2月に報告書が取りまとめられました。小委員会では、陸上保管を求める意見についても取り上げられ、議論が行われています。

との回答を、得ています。

ところが「いわき市議会の再質問書に対する回答の4」で、

米国サバンナ・リバー・サイトにおけるトリチウム処分の前例」について、個別の事例を挙げた検討は行っていません

と述べています。

①小委員会の議論は形だけのもので、結論ありきだということが明らかになったと考えますが、どうですか。

②小委員会で陸上保管についての検討をやり直すべきと考えますが、どうですか。

再質問－3

6月10日に行われた福島県富岡町議会第2回説明で、政府の廃炉・汚染水対策現地事務所の木野正登参事官は「長期保管を含め検討の土台にのせて、政府として総合的に判断する」と答弁しています。

現地でのこの発言は非常に重いものです。政府は小委員会で陸上保管についての検討をやり直すべきと考えますが、どうですか。

再質問－4

放射性物質の海洋投棄は1972年ロンドン条約及び1993年ロンドン条約議定書で禁止されています。

経済産業省は2018年の公聴会の意見に対して放射性物質の海洋投棄がロンドン条約で禁止されていると回答しています。

福島第一原発のトリチウム汚染水は事故によって生じたもので、その故意の海洋放出は世界で初めてとなる重大問題です。事故による汚染水は責任者の東電と国の責任で陸上保管すべきであり、故意の海洋放出は禁止されるべきだと考えますが、どうですか。

トリチウム汚染水海洋放出の問題点に関する再質問書

原子力規制庁 様

再質問－ 1

全般にわたって

事故以来、住民は被ばくを押しつけられてきました。地域による差はあれ、今も空間線量は元に戻っていません。

東京電力の公表データによれば、福島第一原発の敷地境界のモニタリングポストにおける空間線量率は現在下記のようになっています。(2020年5月の平均値)

	MP-1	MP-2	MP-3	MP-4	MP-5	MP-6	MP-7	MP-8
μ Sv/h	0.699	1.003	0.656	1.219	0.869	0.400	0.693	0.654
mSv/年	6.1	8.8	5.7	10.7	7.6	3.5	6.1	5.7

これがベースラインとなっていて、その上に海洋放出で追加される外部被ばく及び内部被ばく線量(評価値)が追加されます。

公衆の線量限度を担保するという点からも海洋放出は行えないと考えますが、どうですか。

再質問－ 2

質問1に対して

回答：(1)～(3)について

「サブドレン及び地下水ドレンの運用方針」(参考資料3)及び野崎哲福島県漁連会長の証言(参考資料4及び5)、いずれにつきましてもその内容の詳細を承知していないため、お答えしかねます。

サブドレン・地下水バイパス等の海洋排出がどのように運用されているかは、当然、原子力規制委員会としてしっかり把握されていると考えます。

また、第6回廃炉・汚染水対策福島評議会(2015.1.7)議事録も具体的に示しています。

改めて、回答をお願いします。

再質問－ 3

質問2に対して

回答：規制基準を満足した形での海洋放出を行うのであれば、人の健康や環境への影響はないと認識しています。

上記回答の内、環境への影響はないとする根拠を示してください。

再質問－ 4

質問3で引用している更田委員長の発言「科学的には、再浄化と(より多くの水と混ぜることで)希釈率を上げるのには大きな違いはない。」は、海洋に放出される放射性物質の総量に違いが出るという重要な点を無視した暴論です。質問に対する回答はその暴論を擁護するものです。

更田委員長の発言を撤回し謝罪すべきです。反論があれば示してください。

トリチウム汚染水海洋放出の問題点に関する再質問書

外務省 様

再質問－1

放射性物質の海洋投棄は1972年ロンドン条約及び1993年ロンドン条約議定書で禁止されています。

福島第一原発のトリチウム汚染水は事故によって生じたもので、それを故意に海洋放出することは世界で初めてとなる重大問題です。

事故による汚染水は責任者の東電と国の責任で陸上保管すべきであり、故意の海洋放出は禁止されるべきだと考えますが、どうですか。

トリチウム汚染水海洋放出の問題点に関する再質問書

原子力委員会 様

再質問－1

固体廃棄物も液体廃棄物も禁止の対象で、投棄は中止されています。

これを踏まえて4月21日の質問に再回答してください。

再質問－2（追加）

放射性物質の海洋投棄は1972年ロンドン条約及び1993年ロンドン条約議定書で禁止されています。

福島第一原発のトリチウム汚染水は事故によって生じたもので、それを故意に海洋放出することは世界で初めてとなる重大問題です。

事故による汚染水は責任者の東電と国の責任で陸上保管すべきであり、故意の海洋放出は禁止されるべきだと考えますが、どうですか。